

令和7年度 第2回静岡市地域包括支援センター運営協議会 議事録

1 日 時

令和7年11月7日（金） 19時15分～21時00分

2 場 所

城東保健福祉エリア 複合棟3階 第1・2研修室

3 出席者

（委員）木村委員、丸山委員、杉山委員、池ヶ谷委員、鈴木（宏）委員、朝比奈委員、澳塩委員、
佐々木（玲）委員、石野委員、小林委員、岸山委員、沼尻委員、金田委員、堀川委員
※欠席：櫻井委員

4 事務局

保健福祉長寿局地域支え合い推進部地域包括ケア推進課

葵福祉事務所高齢介護課

駿河福祉事務所高齢介護課

清水福祉事務所高齢介護課

5 傍聴者

14人

6 報告事項

①第1回運営協議会資料2の訂正について（当日資料①）

【事務局】当日資料①説明

（質問等なし）

②第1回運営協議会での質問事項への回答（当日資料②）

【事務局】当日資料②説明

（質問等なし）

③令和6年度介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務の実施報告（資料1）

【事務局】資料1説明

<質疑応答>

【丸山委員】

自法人率に関して、蒲原由比地域包括支援センターの自法人紹介率が50%である。他のセンターは30%とか20%だが、50%になっている理由が整理されているのであれば教えてほしい。

【事務局】

確認後、後日改めて回答する。

【金田委員】

自分は居宅介護支援事業所（以下、「居宅」という。）のケアマネジャーである。要介護者のプランを受けている側としては、要支援者を多く受けることの方が、経営を圧迫してしまう。一概に、自法人以外の事業所に要支援者を紹介しないということが自法人への利益の誘導とはならないのではないか、と感じた。

【事務局】

地域包括支援センターが発足した当時は、自法人の居宅へ多く紹介をして、なかなか居宅への紹介がないのではないかという意見が多数あった。このため、運営協議会の所掌事務として、センターの公正中立性を見るという観点から、紹介先が自法人に偏らないよう、各センターから報告を上げてもらっている。

しかし、昨今では居宅で受ける件数が多くなっているので、この報告が時代にそぐわないことは重々承知している。地域包括支援センターも居宅へ無理やり押し付けているわけではないので、上手にバランスをとってやっていると考えている。

④令和6年度地域ケア会議の報告（資料2）

【事務局】資料2説明

<質疑応答>

【杉山委員】

資料2、Ⅲ①ケース対応型地域ケア個別会議の開催状況のところ、開催なしが3センターとなっており、Ⅳの圏域ケア会議の開催状況の開催なしも3センターとなっているが、これは同じセンターか。また、ケース対応型個別会議の開催がないセンターは、なぜ開催がなかったのか、理由が分かれば知りたい。

もう一点、区の地域ケア推進会議で、清水区だけ2回やっているのは何か理由があるのか。

【事務局】

開催なしのセンターのうち、重なっているセンターが1センターあるが、このセンターは今年度に入ってから圏域ケア会議を2回開催している。令和6年度は、課題の吸い上げの状況等により開催がなかったと思われる。ケース対応型会議を開催していない理由は、圏域ごとに状況が異なると思われる。サービス担当者会議や重層的支援会議など、多くの関係者で検討する会議が地域ケア会議以外にもあり、その目的に応じて開催されていることも理由の一つだと考えている。

清水区では、10年以上前から清水在宅医療・介護・福祉連絡会という、医師会や歯科医師会等も含めた多職種が参加する連絡会を実施している。毎年、年2回行われており、連絡会の内容がまさに区で行う地域ケア推進会議に合致するため、実績として挙がっている。

【木村会長】

開催ありきではないが、事務局は毎年センターのヒアリングを行っているので、開催に至らなかった状況について、ぜひ聞き取りをしてほしい。

【丸山委員】

市の地域ケア推進会議に関して、この会議議事録などは各センターや現場レベルの関係機関に公表されるものなのか教えてほしい。

【事務局】

地域ケア推進会議には、センターも出席している。議事録等の詳細については確認して回答する。

⑤令和6年度地域包括支援センター収支報告（資料3）

【事務局】 資料3説明

<質疑応答>

【池ヶ谷委員】

人員を満たしていないところでも、委託料は定数で支払っているのか。

【事務局】

各圏域の状況により、センターごと配置される職員の数とは違うため、センターごとに設定する委託料は異なる。年度初めに渡しているという形なので、実績ベースではない。最初に払った金額で足りないから金額が変わるということはない。

【池ヶ谷委員】

人員が定数より少なくても、支払われる金額は、最初に決められた金額がそのままなのか。

【事務局】

詳細は次の資料4での説明になるが、現状の契約においては、配置人数の基準を満たしているか満たしていないかによって、最初に支払った金額が変わるということはない。

【池ヶ谷委員】

返金もないのか

【事務局】

返金もない。

【金田委員】

行政としては、センターへの委託事業の収支としては、どれぐらいで落ち着くところが理想というラインがあるのか。

【事務局】

収支がプラスマイナス0に近い状態が、理想ではあると思う。センターの配置人員を満たしているうえで、職員が気持ちよく働いていて、なおかつ黒字というのは、法人およびセンターの企業努力の結果であるので、特に問題はないと思われる。ただ、人員を満たしていない上での黒字というのは、行政としても課題を感じている部分になる。逆に、あまりにも赤字が多いということも、今後法人が委託を受けるにあたっての課題になると感じている。対応案については次の資料4で説明する。

【金田委員】

センターが適切に運営されていたかどうかなど、その中身はどこまで精査しているのか。

【事務局】

各センターに対し、年に2回ヒアリングを実施している。事業計画書と事業報告書を基に、計画通りできていたかどうか、できなかったならなぜできていないのか、それに対して次年度どうしていくのを確認している。また、相談件数や会議の開催件数が著しく増減している場合も、詳しくヒアリングを行っていて、適宜助言や指導を行っていく形になる。

収支報告については、法人から報告書と共に根拠資料を提出していただいており、そこに整合性があるかどうか確認している。

【堀川委員】

これを見ると、配置すべき人員が欠員しているところは黒字になり、定員を満たすと赤字になる。これは感覚的に少し違うと感じる。本来は定員を満たし、業務をしっかりやるべきであるが、収支を改善する場合には、職員の人数が少ない方がいいという極端なことになってしまう可能性がある。欠員のあるセンターの職員が少ない人数で日々頑張っているのは重々承知し

ているが、その人数で業務が回っていつているのも一つの問題ではないかと思う。収支改善するとすると、人員が満たされては困るみたいな考えがあってはいけないと感じている。そのことについて、現場の意見をどう聞いているのか。

【事務局】

人員が満たされていないということは、残された職員の負担が多くなり、余計に疲弊してしまって、それが離職に繋がるという悪循環にもなりかねない。職員自身へのヒアリングでそういった声も聞こえており、市としてもそこは課題と捉えている。

人を入れないことが利益に繋がるということにはならないような形での対応案を、この後の報告で提示していきたいと考えている。

【佐々木委員】

令和6年の最終的な収支Ⅰ＋Ⅱを見ると、多くのセンターは年間数百万円台の黒字額であるが、静岡市社会福祉協議会が受託しているところは、黒字額が1000万円を超えているような傾向が見える。何か理由があるのか、これでもよいのかということを教えてほしい。

【事務局】

配置基準を満たしていない人工が多い結果、人件費がかなり削られて黒字となっていると考えている。実際に各法人がどれぐらい1人あたりの人件費を出しているかまでわからないが、少なくとも12人工以上足りないということは、職員1人が1年間いない状態と捉えることができる。足りない状態が常態化しているところが問題であるとは、こちらも捉えている。

【木村会長】

以前の協議会でも委員から意見があったが、法人は人員募集には取り組んでいるが、求人を出しても来ないという状況がずっと続いている。ではなぜ来ないのかというと、以前ハローワークの情報を調べた委員もいたが、この法人はやはりそれなりの待遇の条件が厳しいというところもあるのではないかと考えられる。

行政から受託法人にある程度、他はこういった水準で人材を雇用していて、そういった法人は辞める方が少ないあるいは入って来る方も多い、というような情報も伝えて、底上げをやっていただけると良いと思う。

【杉山委員】

重層的支援体制整備や、認知症施策、医療との連携等、そういった業務が増えているにもかかわらず離職が多いというところには、やはりそれが地域の高齢者とか地域福祉に影響が及んでいる。自分は清水区の運営部会に出ているが、社会福祉協議会の港北や蒲原由比（センター）の取り組みは非常に良いものであった。これを少人数で回しながら、かつ馬車馬のように働い

ているようなイメージをこの数字からは受け取ってしまった。そうすると、一生懸命頑張っているにもかかわらず結局バーンアウトしていつってしまうのではないかなという印象もある。その辺の状況を、法人はどこまで把握しているのか。

これだけ人員が不足している中でやっているセンターと、人員が満たされているセンターとでは、センターの取組の内容の差というかレベルの差というのも出てきているのではないかなと思う。それは全て福祉に対する影響になってくると思うので、そこは法人に対して、もう少し数字をしっかりと示してやっていくことも必要ではないかなと思う。

事務局は離職を防止するためにいろいろな手立てをしているので、法人の体制や認識というところを、もう少し強く市として訴えていけると、センター職員も安心して働けるのではないかなと感じた。

⑥令和８年度からの地域包括支援センター業務委託について（資料４）

【事務局】 資料４ 説明

<質疑応答>

【金田委員】

人員が足りていないところに対して委託料の精算を行い、介護保険収入分には触れないということだったが、人員は満ち、その活動を活発にしている結果的に赤字になっている事業所には、プラスアルファの加算はないのか。人員が足りなくて、その分で黒字になっているところだけフォーカスされているような感じがする。

【事務局】

人員を満たしている赤字というセンターに対して、資料４の４ページ、国の委託料積算の考え方として「委託料が不十分なことにより適切な人員体制が取れない等の実態を踏まえて積算をすること」と示されているので、当然、適正な業務実施には精算だけでなく、その前の委託料の積算が重要になってくると感じている。今予算要求の時期で、最終的な予算額は市全体の他業務含めて決定されるため、どうなるかは現時点では分からない。

今年度、センター職員の給与実態を把握するために、Ｒ４～６年度の給与、Ｒ７・８年度の給与見込額の照会を全センターに実施した。その上で、給与の実態と、近年の人件費や物価上昇を踏まえて委託料について予算要求している。適切な積算というところで、配置人数基準を満たしているが赤字というセンターに対しては、対応したいと考えている。

【金田委員】

センターの職員は、センターの仕事に対しての責任感が強く、職場は変わってもセンターの

仕事は続けたいという話をいくつも聞いたことがあるが、シンプルに数字だけの話で片付くようなイメージでいるのか。OJTや研修も行われるようだが、そういう底上げをしたからといって法人それぞれで付けていく予算というのは違う。その差がある中で、そのバランスを取ることは相当難しいと思う。その辺はどう考えているのか。

【事務局】

精算や積算で全てのセンターに対する課題が全部解消できるとは思っていないが、やはりこの精算をやめたことによって配置人数不足の状況は間違いなく増加していることから、まずはここを抑えたいと考えている。まずはここで一つ手を打った上で、今後3年間の様子を見て、次の対応を考えたい。

【堀川委員】

一つは、人員を満たしていなければ精算し、満たしていれば精算しないことで、どういうことが起きるかわからないが、結果的に人員が満たされなくてセンターの受諾を辞めてしまう法人が発生するということは考えられないか。

もう一つは、この計算式で交付金の計算対象が、総支出から介護予防プランの報酬を引くということで、先ほどの予防プランの、利益誘導していないという指標があった。センターが、予防プランを居宅へ一部委託する話だが、居宅側もあまり委託されても困るところが実際ある。センターもこうなるともっと一部委託するのではないか。これも居宅が板ばさみになりかねないということが危惧される。その点はどういう考えなのか。

また、成立条件として、選定された7者のうち2者以上の見積参加ということで、1圏域7者の候補者が出てくるのかということも、どういう想定をしているのか聞きたい。

【事務局】

単純に精算するだけだと、受託者のモチベーションが下がると思うので、適切な委託の積算、ここはやはり必要になってくると思っている。この点に関しては、きちんとセンターの職員の給与実態、それと近年の人件費や物価の上昇率、これらを踏まえた上で、きちんと予算要求の方で対応したいと思っている。

7者選定に関しては、市のほうで、受託候補者となる法人の承諾なしで選定するという形になる。ただ、成立条件の中で2者以上参加しないと見積執行不成立になってしまうので、見積執行の説明については、各法人に丁寧な説明をしたいと考えている。

予防プランを居宅に一部委託する点については、今回の精算の規定では、介護保険のプラン料の黒字分を精算するものではないので、むやみに予防プランの居宅へ的一部委託が増えるという形に繋がることはないと考えている。

人員が満たせず辞めてしまう法人がいるのではないかという点については、過去にそういった法人があったことは事実である。

このため、法人とは話をしながら、なんとか受諾を継続していく方法や、こういった形で人員を満たすことができるのかというところを、相談に乗りながら、支援をしていく形を継続していきたいと考えている。

【佐々木委員】

精算は1年経ったらその3年の契約の中で、配置人数足りないので、次年度の委託料が減るというイメージでよいのか。

【事務局】

精算は年度ごと実施を考えている。例えば、令和8年度に1000万円委託料として支払ったところ、利益が100万円出て、配置人数を満たさなかった場合は、受託者が令和8年度分として100万円を市へ返還する。令和9年度に1000万円委託料として支払ったところ、利益が200万円出て、配置人数を満たさなかった場合は、受託者が令和9年度分として200万円を市へ返還する。

【佐々木委員】

制度上できないのかもしれないが、例えば、配置人数を満たしていたら、翌年、何かプラスになるとか、そういう考え方もあるので、インセンティブを利益水準とは言わないながらも、逆の方法論はないのか。

【事務局】

長期継続契約の場合だと、契約期間は原則金額が変更できないので、精算の免除規定というところで対応したいと考えている。配置人数を満たしていた場合の精算免除規定をインセンティブという形で捉えていただきたい。

【杉山委員】

今の契約のプロポーザルの募集は、令和2年の10月頃にスタートしたと思うが、今回の予定としてはどのようなになっているのか。

【事務局】

見積執行に関する情報というのは、所定の手続きによって通知する。今回の場合は、見積執行通知によって見積参加者の全員に通知をすることが、公平性の維持の観点から必要不可欠になる。そのため、現時点はまだ見積執行前の状態なので、当該業務についての具体的なスケジュールを伝えることはできないが、一般的な本市の業務のスケジュールについては可能なので、それを説明したいと思う。

現契約のプロポーザルでは令和2年の10月、契約期間の前年度の10月というのはかなり異例だが、見積執行は、本来予算確保の目処がなければ行うことができない。通常、予算の目処が立つのは1月以降になる。目処が立った後、見積執行までに市の内部での手続きがいくつかあるが、業務内容や金額内容によってその期間が異なる。金額が高いものほど、一般的には手続きに時間がかかる。当該業務は、現契約が総額で9億円弱と、かなり高額な金額になるので、一般的には見積執行というのは2月以降になる。

見積執行の流れとして、まず市から通知をする。次に、指名された法人は、その通知書を受領し、見積書を作成する。そして、見積執行当日に参加し、落札者決定となる。まず、市からの見積執行通知は、電話やメール等で行う。次に、見積参加者は、見積通知書、仕様書等を受領し、参加している案件ごとに見積書を作成する。そして、見積執行に参加し、落札者が決定するという流れになる。見積執行通知をしてから見積執行日まで1週間くらいということもよくあるので、通知があったら、指名された事業者は急ぎ見積書を作成する必要がある。

【杉山委員】

見積執行は2月以降とのことだが、3月後半になった場合、契約準備期間が取れなくなるのではないか。

【事務局】

見積執行の時期が後ろになればなるほど準備期間が取れなくなるので、2月以降の可能な限り早い段階で実施できるように準備を進める必要があると考えている。

【木村会長】

今回、状況がかなり変わるということで、例えば免除条件、「配置人数基準を満たしている」ここに小さく「事由を問わず、不在期間が連続30日以内」とある。資料4を見ると、それをすぐに実施できるというのは難しいのではないかと少し感じたところだが、その辺はどうか。

【事務局】

発注者側としての言葉になるが、仕様書で配置人数基準があるので、発注者として常に満たしてほしいというのがある。他の政令指定都市では、30日ではなく、1日単位でも、1日でも欠員が生じていれば、精算している自治体も実態としてはある。ただ、1日ではどうしても突発的な原因というのもあるので、そこを加味して30日というところで免除条件を設定したいと考えている。

【木村会長】

法人側としても、採用したくないわけではなく、採用したいのは山々だが、採用に至らなかったという事情は多々あると思う。そういった意味では、この方向性でいくのであればセンタ

一だけに急にやれというのではなくて、センターと、あるいは行政と一緒に相談しながらどんな取組みをして、もっとセンター職員が来てくれるような職場環境であったりとか、採用状況であったりとか、そういったところも一体となって取り組んでほしい。

また、変わったところという意味では、これまでプロポーザルだったが、入札でもし不履行という場合には、十分な準備期間が取れずに、4月にスタートできないというようなことにならないか。

【事務局】

方法が変わることで不安を感じる受託者が当然出ていると思っている。先ほども述べたように、この業務の具体的なスケジュールは難しいが、一般的な見積執行の手続き上の流れ等については、別日に日程調整の上、丁寧な説明を個別に行う予定である。

【木村会長】

本日の話は、今日傍聴席にいる法人しか知らないということか。

【事務局】

現時点ではそうである。正式に先ほどの資料等の公表を速やかに行い次第、他の受託者にもその情報を説明していく予定。

【木村会長】

おそらく4つ目の議題の前までは、委員も懸念されている点が多々あったと思うが、そこを踏まえて市もいろいろな検討をした上でこの提案を出したと思う。いろいろな意見もあるかと思うが、法人の方々は、地域に不利益にならないような形でぜひ進めていただければと思う。センターの状況が変わるという意味では、今日出席している委員もそれぞれの立場で令和8年度4月から大きく状況が変わらないような形で、センターに目を向けていただきたい。

7 閉会